

浦安市



青少年センターだより

令和4年夏発行

浦安市青少年センター 浦安市猫実一丁目1番1号 TEL: 047-712-6799

今年度は2年の任期を終え、6月1日（水）に新たに補導員を委嘱する委嘱状交付式を行いました。十分なソーシャルディスタンスを取り、委嘱状の交付は代表受領にするなど工夫して実施しました。

中学校は7月20日、小学校は7月29日に終業式を終え夏休みに入りました。子どもたちとしては非常に楽しみにしていると思います。

子どもたちには夏休みに普段体験できないことに挑戦して色々な体験をしてほしいものです。安全に過ごすことができるように補導員の皆様には、引き続き子どもたちに「愛のひと声」をかけていただきたいと思います。

令和4年度も今後とも補導員活動にご理解とご協力をお願いいたします。



※委嘱状交付式当日の様子

「侮辱罪」の厳罰化

インターネット上で人の名誉を傷つける行為が社会問題となっていることをきっかけに、令和4年7月7日より「侮辱罪」が厳罰化されました。

「侮辱罪」とは、広く人に知られるように他人の悪口を言ったり、けなしたりする犯罪です。では、どのような行為が「侮辱罪」になるのでしょうか？

- ・ SNSで他人の悪口を書き込む。
- ・ グループLINEなど多人数が見られるところに他人の悪口を書き込む
- ・ 匿名掲示板で有名人の悪口を書き込む

このような事例が「侮辱罪」に当たります。ほかにもSNSで「いいね」をしたり、人の悪口や誹謗中傷の内容の書き込みを拡散させたりした場合も「侮辱罪」に問われる可能性があります。実際に、人の悪口や誹謗中傷の内容を拡散させ、その相手方から裁判を起こされ、賠償金を請求された事例があります。

インターネット上の書き込みは、「いつ、どこで、どの機器で」書き込みされたものか、すべて記録されています。匿名の掲示板サイトだからと言って個人が特定されないわけではありません。インターネット上で何か書き込む際は、人の悪口は書き込まない、人の悪口は拡散しないという注意が必要になります。



1 街頭補導活動状況（令和4年4月～令和4年6月）

(1) 各種パトロール実施状況

区分	回数	従事者延べ人数					合計
		補導員		警察	職員	その他	
		一般	教員				
中央パトロール							
地区パトロール	16	98	4				102
特別パトロール							
職員パトロール	43				51		51
職員パト（特別）	2				4		4
合計	61	98	4		55		157

※各種パトロールを通じて多くの子どもたちに「愛のひと声」をかけています。

- ・中央パトロール：市内全域を4つの時間帯に区分しパトロールを実施。
10時～ 14時～ 16時30分～ 19時～
- ・地区パトロール：中学校区ごとに、地域の実態に合わせて実施。
- ・特別パトロール：市の行事等に合わせて実施。
- ・職員パトロール：不審者情報等にあわせ随時実施。
- ・職員パト（特別）：社会情勢等に応じて随時実施



(2) 補導の学職・行為別人数

行為 \ 学職	小学生		中学生		高校生		大学等		学職不明		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
二人乗り自転車			4						1	1	5	1	6
自転車無灯火走行	1	1			1		1		5	1	8	2	10
自転車危険行為		3	3		3	4	2	2	3	3	11	12	23
帰宅指導	16		3		1	1					20	1	21
その他	3	3									3	3	6
合計	20	7	10		5	5	3	2	9	5	47	19	66

令和4年4月～6月のパトロール状況は、地区パトロール16回、職員パトロールを43回、職員特別パトロールを2回実施しました。補導行為の内容は、自転車に関する交通ルール違反が多い状況が続いています。

また、ニュースにもなりましたが、6月28日に浦安市にも教育委員会あてに子どもを拉致するという強迫のようなメールが届きましたので、職員による特別パトロールを実施しました。午前・午後と2回パトロールをしましたが特段問題となることはありませんでした。

今後も学校や警察と連携を図りながら、「愛のひと声」運動に取り組んでいきたいと思ひます。

*** 青少年相談 ***

青少年センターでは、青少年を対象とした様々な悩みや問題等の解決に向けて電話・メール相談(24時間受付)・来所相談を実施しています。公認心理師や臨床心理士の資格を持った専門の相談員が相談に応じています。また、専門機関の紹介も行っています。お気軽にご相談ください。

もちろん相談無料・秘密厳守・匿名でも可能です。

電話相談・来所相談（予約制）
月曜日～金曜日（祝・12/29～1/3除く）
午前10時～12時 午後1時～午後4時

相談専用電話  さあこい いいこに 351-1152

